



鹿屋市いじめ防止基本方針

平成26年7月
鹿 屋 市

(平成29年10月改訂)

目次

はじめに	1
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 策定の目的	
2 用語の定義	
3 いじめ防止等のための対策の基本理念	
第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	3
1 いじめ防止等のために市が実施する施策	3
(1) 組織の設置等	
(2) いじめ防止等のための8つの基本施策	
ア 関係機関等との連携	
イ 家庭、学校及び地域が連携した見守り・活動の場づくり	
ウ いじめの早期発見のための措置	
エ 教職員等の資質の向上及び人材の確保	
オ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進	
カ 啓発活動の推進	
キ 財政上の措置等	
ク いじめ防止等のための対策の調査研究の推進等	
2 いじめ防止等のために市立学校において実施する施策	5
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) いじめ防止等に取り組む組織	
(3) いじめの未然防止	
(4) いじめの早期発見	
(5) いじめへの対処	
3 市立学校に係る重大事態への対処	7
(1) 教育委員会又は市立学校による調査等	
(2) 重大事態の報告を受けた市長の再調査等	
第3 その他いじめ防止等のための取組に関する事項	10
市基本方針の取組の検証・見直し	
「鹿屋市いじめ防止基本方針」に係る関連条文	10

はじめに

国会において、平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行されました。

この法律は、いじめ防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものであります。

さらに、法第11条において、文部科学大臣が、いじめ防止等のための基本的な方針を策定することとされていることを受け、平成25年10月11日、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が策定されました。

子どもの健やかな成長は、社会全体の切なる願いであり、これから社会に巣立つ子どもたちが将来の夢を抱きながら生き生きと成長していくことができる社会を実現していくことは、私たち大人の重大な責務です。

しかし、いじめや暴力等により、子どもの生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しており、社会問題となっています。本来、家族や周りの大人に温かく見守られて成長していくべき子どもが心や身体に大きな傷を負うことは、絶対に防がなくてはなりません。

本市では、これまでも「いじめは、どの子も、どこの学校でも起こりうるものであるが、人間として絶対に許されない卑劣な行為である。」という考えの下、学校の対応力向上やスクールカウンセラー等の配置等による教育相談体制の充実、関係機関との連携・連絡部会の実施など様々ないじめ防止策に取り組んできました。

鹿屋市いじめ防止基本方針は、これまでの取組に加え、国や鹿児島県の基本的な方針を参酌し、さらなるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために平成26年7月に策定し、平成29年10月に改訂を実施しました。

本基本方針に示したいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が連携し、いじめ問題を克服することを目指して行われるべきものです。

本基本方針に則り、本市では、いじめ根絶に向けた具体的取組の一層の推進を図ってまいります。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 策定の目的

本市におけるいじめの根絶に向けて、児童生徒の尊厳を保持するとともに、家庭、学校、地域、市その他の関係機関の連携の下、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、本市におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめ防止等」という。)の基本的な方針を示すものとして、「鹿屋市いじめ防止基本方針」(以下「市基本方針」という。)を定める。なお、市基本方針の策定に当たっては、文部科学大臣の定めた、いじめの防止等のための基本的な方針(法第11条)を参酌するとともに、本市の実情を踏まえたものとした。

(法第12条) ※巻末条文参照

2 用語の定義

- (1) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 「学校」とは、市内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- (3) 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。
- (5) 「関係機関」とは、いじめ防止等に関係する市以外の行政機関をいう。

3 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、家庭、学校、地域、市その他の関係機関との連携の下、次のことを基本として行わなければならない。

- (1) いじめが全ての児童等に関する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。
- (2) いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、

全ての児童等がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。

- (3) いじめは決して許されないことであるが、どの学校でも、どの児童等にも起こり得ることから、いじめが児童等の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために市が実施する施策

(1) 組織の設置等

次の組織の設置等により、実効的にいじめ防止等のための対策を行う。

ア 鹿屋市学校警察連絡協議会や鹿屋市生活指導研究協議会及び市青少年問題協議会との連携によるいじめ防止の具体的取組を一層推進する。

※ 「いじめ問題対策連絡協議会」としての機能を果たす。

(法第14条第1項)

イ 教育委員会は、「鹿屋市いじめ対策第三者委員会」を設置し、教育委員会と関係機関の連携の下に実施されるいじめ防止対策について審議し、一層の推進を図る。

(法第14条第3項及び第24条)

ウ 「鹿屋市いじめ対策第三者委員会」は、重大事態に対処し、及び同種事案の再発を防止するため、調査及び審議を実施する。

(法第28条第1項)

(2) いじめ防止等のための8つの基本施策

市は、次の8つの基本施策に基づき、いじめ防止等のための対策を行う。

ア 関係機関等との連携

(ア) いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に行えるよう、家庭、学校、地域及び関係機関の連携を図るため、必要な相互の連絡調整を行う。

(イ) 学校、教職員及び保護者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、いじめ防止等のための対策に係る連携の強化や、保護者が児童等の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした家庭への支援を行う。

(ウ) いじめ防止等のための対策の推進に関して必要があると認めるときは、国及び県に対して必要な措置を講じるよう要請する。

イ 家庭、学校及び地域が連携した見守り・活動の場づくり

- (ア) 家庭、学校及び地域において、児童等が安心して過ごすことができるよう、スクールガード等との連携を一層強化し、児童等に対するあいさつ・見守り活動を促進する。
- (イ) 地域における行事及び活動、団体やサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童等が人との関わりを大切にする心を育み、健やかに成長していくことができるよう、主体的に児童等が参加及び活躍できる環境づくりを促進する。

ウ いじめの早期発見のための措置

- (ア) より多くの大人が児童等の悩みや相談を受け止めることができるよう、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
- (イ) 市立学校がいじめへの対応を適切に行えるよう、必要な指導、助言又は援助を行う。

エ 教職員等の資質の向上及び人材の確保

市立学校における研修の充実を通じた教職員の資質向上、生徒指導に係る職員体制の整備、スクールカウンセラー、マイフレンド相談員等の専門的知識を有する者の確保等必要な措置を講ずる。

オ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

県教育委員会との連携の下、児童等が、インターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視する取組を強化し、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制を整備する。

カ 啓発活動の推進

いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性やいじめに係る相談制度等について、その理解を促すよう、家庭、学校地域及び関係機関に対して必要な広報その他の啓発活動を行う。特に、地域への啓発活動については、保護者の協力を得るなど、連携を十分に図ること。

キ 財政上の措置等

いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、人的体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努める。

ク いじめ防止等のための対策の調査研究の推進等

いじめ防止等のための必要な事項やその対策の実施状況について、調査研究及び検証を行い、いじめ防止策の充実に努める。

2 いじめ防止等のために市立小中学校において実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と保護者や地域住民への周知について

ア 市立学校は、国、県及び市基本方針を参酌し、当該校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)を策定及び見直しを行う。

(法第13条)

イ 学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容等について定める。

ウ 市立学校は、学校基本方針を策定及び見直しを行った後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。また、学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置付けること。

(2) いじめ防止等に取り組む組織

ア 市立小中高等学校は、教職員、学校評議員、スクールソーシャルワーカー、マイフレンド相談員等の外部専門家により構成されるいじめ防止等に実効的に取り組む組織を設置する。

(法第22条)

イ 当該組織は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。

ウ 当該組織は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

エ 教育委員会は、当該組織が機動的に機能するよう人的配置等の支援を行うとともに、必要な指導、助言又は援助を行う。

(3) いじめの未然防止

ア 教育委員会及び市立学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童等を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実に努める。特に、その中核となる、道徳の授業の充実については、機会を捉え、その重要性を全教職員で共通理解を図ること。加えて、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動を通して、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進すること。

- イ 教育委員会及び市立学校は、児童等が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解の下、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。
- ウ 教育委員会及び市立学校は、児童等一人一人を大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にした学級経営を目指す。
- エ 教育委員会及び市立小・中学校は、いじめ防止等に資する児童等の自主的な企画及び運営による活動を促進する。(鹿屋市子どもサミット)
- オ 教育委員会及び市立学校は、児童等、保護者及び教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。
- カ 教育委員会は、教職員が児童等と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の効率化等、学校運営の改善を支援する。
- キ 以下の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
 - 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
 - 東日本大震災により被災した児童生徒

(4) いじめの早期発見

- ア 市立学校は、日常的に児童等の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、変化を把握するようにする。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- イ 教育委員会及び市立学校は、いじめの実態を適切に把握するため、質問票の使用、児童等との面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- ウ 教育委員会及び市立学校は、児童等及びその保護者が、いじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

(5) いじめへの対処

市立学校は、児童等がいじめを受けていると分かったときは、いじめの情

報を教職員で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し
うることから、直ちに情報共有を行うとともに、迅速かつ組織的に事実確認
を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。

- ア いじめを受けた児童等に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及
び支援
- イ いじめを行った児童等に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助
言
- ウ 全体(学級、部活動、遊び仲間等)の問題として、児童等への指導
 - (ア) 市立学校は、インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等につ
いては、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じ
て市その他の関係機関等の協力や援助を求める。
 - (イ) 市立学校は、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるよう
するために必要な措置を講じる。
 - (ウ) 市立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認
めるときは、警察署との連携を図る。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが
「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必
要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安)
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、
「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分に
あり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加
害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

3 市立学校に係る重大事態への対処

重大事態とは、・・・

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが
あると認めるとき。
- いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて
いる疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、法第28条に規定する又は上記の児童等の状況に至る

要因が当該児童等に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童等が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安の期間にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行う。

(1) 教育委員会又は市立学校による調査等

市立学校は、重大事態が発生したときは、その旨を教育委員会を通じて速やかに市長に報告する。
(法第30条第1項)

ア 教育委員会又は市立学校は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。

なお、市立学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、教育委員会が調査を実施する。

イ 調査は、必要に応じて、教育委員会に設置した鹿屋市いじめ対策第三者委員会が行う。
(法第28条第1項)

ウ 教育委員会又は市立学校は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし、提供に当たっては他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。

(法第28条第2項)

エ 教育委員会は、市立学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う。
(法第28条第3項)

オ 教育委員会又は市立学校は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長に報告する。

カ 重大事態に該当するか否かについては、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童等や保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(2) 調査組織の構成

調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

(3) 調査方針の説明

- 「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならない。
- 被害児童生徒・保護者の心情を害する言動は、厳に慎む。
- 被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築する。
- 調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して、以下の事項について説明する。
 - ① 調査目的・目標
 - ② 調査主体(組織の構成、人選)
 - ③ 調査時期・期間(スケジュール、定期報告)
 - ④ 調査事項(いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等)・調査対象(聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲)
 - ⑤ 調査方法(アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順)
 - ⑥ 調査結果の提供(被害者側、加害者側に対する提供等)

(4) 重大事態の報告を受けた市長の再調査等

ア 市長は、教育委員会又は市立学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる。
(法第30条第2項)

イ 再調査においても、当該児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮す

る等適切な方法で提供する。

ウ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。 (法第30条第5項)

第3 その他いじめ防止等のための取組に関する事項

市基本方針の取組の検証・見直し

市は、市基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、鹿屋市いじめ対策審議会（鹿屋市いじめ対策第三者委員会）において検証し、必要に応じて見直す。 (法附則第2条)

「鹿屋市いじめ防止基本方針」に係る関連条文

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号） 抜粋

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（地方いじめ防止基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地

方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

附 則

(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。